

令和4年3月24日

富士市議会議長 米山享範 様

ふじ21 小池智明

富士市議会基本条例第9条第3号の規定に基づき、以下の文書質問を提出します。  
年度末の忙しい時期ではありますが、お取り計らいのほど、よろしくお願ひいたします。

## 新型コロナワクチン接種後の効果検証と副反応データ確保の体制整備について

オミクロン株を主体とした新型コロナウイルスの感染拡大（いわゆる第6波）は、峠を越えたように見える一方、今後の変異株の出現・感染拡大が懸念されている。

こうした中、1月に行った文書質問では、市としては

- ・市内の年代別の感染者数は把握している
- ・ワクチン接種回数別、症状別のデータは公表されておらず、把握していないとの回答であった。

また昨年9月に行った議案質疑では、「ワクチンの安全性、長期的な影響について、富士市としては何を根拠に、どう判断しているのか？」との質疑に対し、保健部長は「富士市としては、予防接種法をはじめ国が作成した実施要領や手引きに基づいて予防接種を実施しており、各自治体が安全性について個別に判断すべきではないと捉えている」と答弁されている。

一方、厚労省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の直近の「新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告」（令和4年3月18日）によれば、3月4日までに、国内で報告された副反応疑い該当者の中での死者は1,571人、医療機関から報告された重篤者は6,631人、副反応疑い報告者は32,074人と示されている（別添資料参照）。

予防接種法では、「予防接種健康被害救済制度」が規定され、今回の新型コロナワクチン接種において、接種後に万が一健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、この救済措置を受けることができる」とされている。

しかし、ワクチン接種との因果関係について調査・判断・認定を行う上記の副反応検討部会の検討報告によれば、ほとんどの報告事例（例えばファイザー社ワクチンの1,430件のうち1,421件）が「情報不足等によりワクチンと死亡との因果関係が評価できない」と報告されている（別添資料参照）。

国からの法定受託事務としてワクチン接種の推進を任される一方、富士市としてワクチンの副反応に関する検証もできず、仮に死亡を含む重篤な副反応が発生しても指をくわえて見ているだけという状況になりかねないことが懸念される。

こうした中、以下質問する。

- 1 現状では、市としては、市内の1月以降の新型コロナ陽性者の状況について、総数及びその症状は把握しているが、ワクチン接種歴の有無は把握しておらず、富士市独自で

はワクチンの効果と影響に関する検証を行うことができないということでおろしいか。

2 そうであるならば、国、県にワクチン接種の効果と影響に関する検証体制がどのようになっているかを確認するとともに、検証結果（市町別のデータも含め）の公表を求めるべきではないか。

3 3月になり5~11歳のこどもへの接種が始まり、3回目の接種がさらに奨励されているが、ワクチン接種事務を行う富士市としては、市民の不安感を少しでも減らすとともに、重篤な副反応が発生した場合には、ワクチン接種との関連についてしっかりと検証を行い、救済が受けられるよう以下の取組みが必要と考えるがいかがか。

(1) 副反応に関する相談体制の充実とその周知

(2) 「予防接種健康被害救済制度」の申請を前提とした、検証に耐えうる個々人の医学的データを確保しておく体制づくり

(3) (2)に取り組むにあたっての財源は、全て国で負担するべきとの国への要望